

不利益処分に関する処分基準 個票

上下水道局 下水道建設課

不利益処分の内容	下水道排水設備指定工事店責任技術者の業務の禁止または一時停止	
根拠法令等及び条項	栃木市下水道排水設備指定工事店規程第14条	
処分基準	根拠条項	栃木市下水道排水設備指定工事店規程第14条
	参考事項	
	設定等年月日	平成22年 3月29日設定 平成 年 月 日最終変更
	<p>【 基 準 】</p> <p>1 対象となる者 栃木市下水道排水設備指定工事店規程第14条 責任技術者で以下に該当する者</p> <p>(1) 条例又は規則に違反した者。</p> <p>(2) 業務に関し不誠実な行為があるときその他市長が責任技術者として不適当と認めた者。</p> <p>2 処分内容 業務の禁止、又は一定期間の停止</p>	